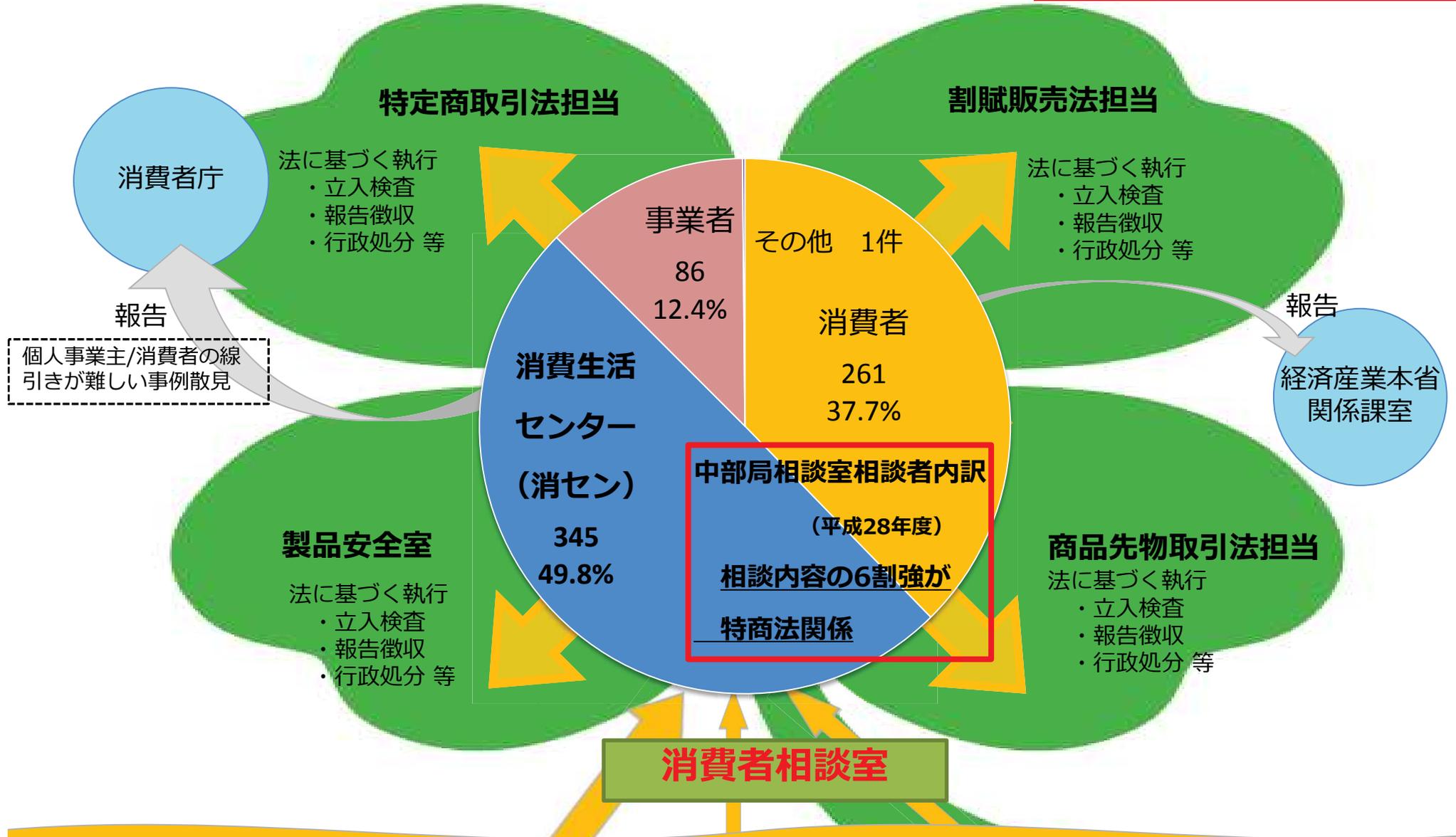


中部経済産業局消費経済課のミッション：消費者保護の推進



中部経済産業局消費者相談室の使命と取組み

消費者相談室の業務

→相談対応、情報整理

消費者と事業者のあっせんに入らない
国の地方相談室の使命とはなにか。

使命

- 複雑化している案件の論点整理とともに、法律の解釈を説明し、消費者トラブルの解決の糸口を提供すること。
- 現制度の改善につながるよう、情報を的確に整理して本省等へつなげること

取組1 管内消セン相談員等への研修

- 相談員による相談員のための研修（事例検討）
当局相談員・受講する管内消セン相談員ともに知識の習得や深掘りに貢献。当室に対する信頼感の醸成への期待。（29年度は東海、北陸各地域で計2回実施）
- 外部講師招聘による研修

取組2 消費者教育の実践:若者を取りまく土壌づくり

- 「188」認識率3.3%、相談を誰にもしない37.6%
(消費者庁「平成28年度消費者意識基本調査」結果)
- 成年年齢引下げに伴う若年消費者トラブル防止へ
 - ・新社会人向け特商法トラブルにかかる講座の実施
 - ・高校向けクレジット関係等にかかる講座の実施
 - ・児童養護施設での消費者教育講座の実施と課題発信

【工程表(主なスケジュール)】(消費者基本計画工程表)

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
民法の成年年齢引下げに対する対応		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】	高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用(アクティブラーニングの視点からの手法等も検討) 	
		消費者教育推進に向けた人材開発のため、専門教育大学への専門家を派遣【消費者庁】	小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成	児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討	
			大学学生相談室等に設置された消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】		
			消費者契約法の見直し 消費者委員会の審議に対し、適切に協力するなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【消費者庁、法務省】		
			特定商取引法 悪質性及び緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】		10

継続的な効果波及のためには若者とそれを取りまく指導員、教員を含めた消費者教育が必要であり、国や自治体それぞれのアプローチにより「相談する力」を育む土壌形成を目指す